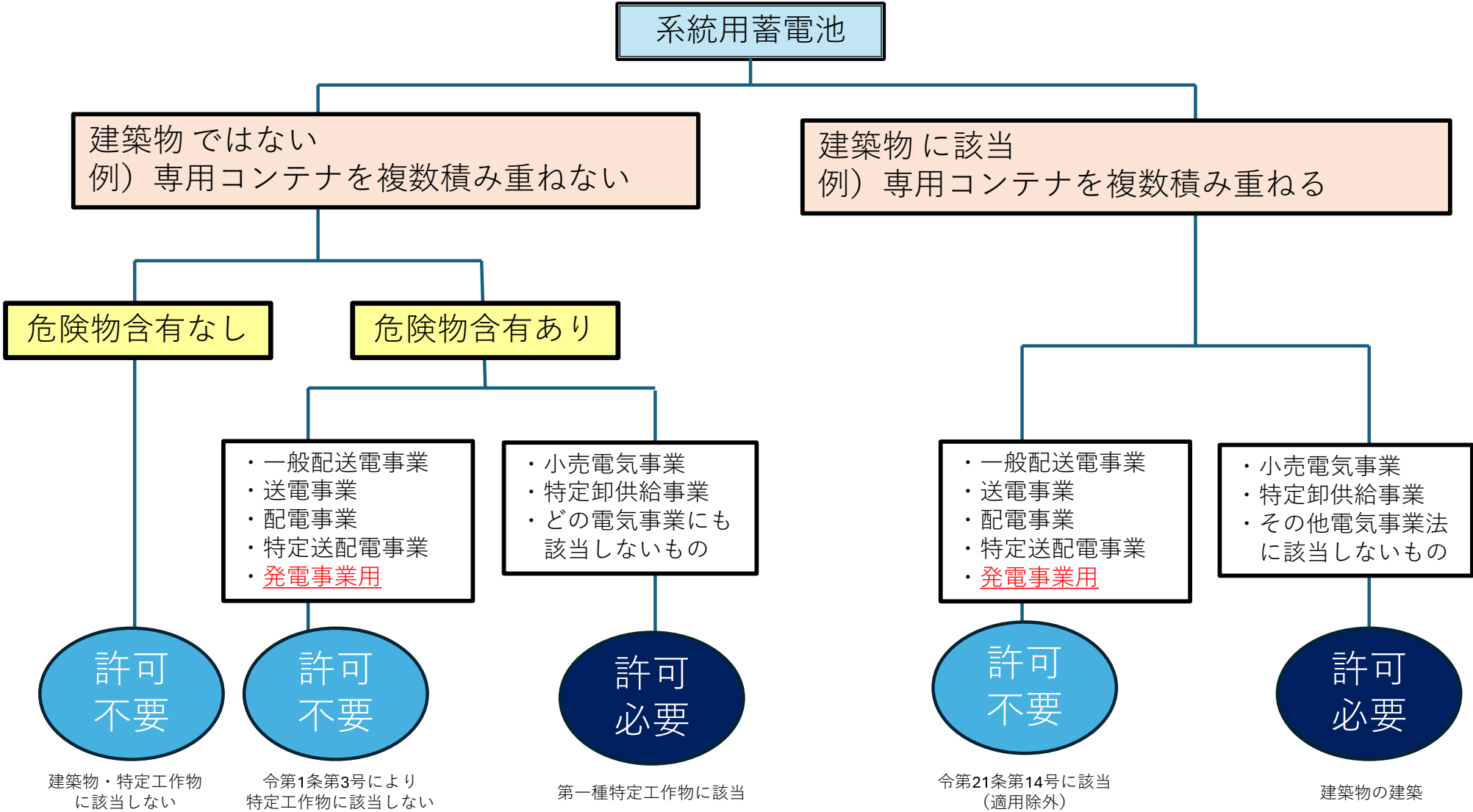


系統用蓄電池の立地に係る開発許可のフローについて



計画地が存する区域	許可を要する開発区域の規模等	立地基準
市街化区域（近郊）	1,000㎡以上（500㎡以上）	提案基準12 系統用蓄電池の立地に係る判断指針について ① 市街化調整区域に立地することについてやむを得ない理由があるなど、都市計画 画支障がないこと。 ② 他法令への適合が見込まれるとともに、一般送配電事業者との協議が概ね整っ ており、事業実施の確実性があること。
非線引き都市計画区域	3,000㎡以上	
都市計画区域外	10,000㎡以上	
市街化調整区域	すべて	